

# 平成30年度川崎市消費生活モニター委嘱式 報告

- 日時 平成30年4月27日（金） 午前10時～12時  
会場 川崎市産業振興会館12階会議室  
参加者 20名（川崎区3、幸区4、中原区3、高津区3、宮前区4、多摩区0、麻生区3）  
次第 第1部 委嘱状交付式  
1 開式  
2 委嘱状交付  
3 あいさつ（経済労働局産業政策部長）  
4 閉式  
第2部 研修会  
1 消費者行政センターの業務について  
2 消費生活モニターの業務について  
3 講座  
テーマ「悪質商法の被害に遭わないために ～消費者力を身に付けよう～」  
講師：川崎市消費者行政センター消費生活相談員  
NPO法人かわさきコンシューマーネット  
4 その他

## 内容

### <第1部 委嘱状交付式>

出席されたモニターの皆さんに経済労働局産業政策部長から委嘱状を手渡しました。

委嘱状交付後、産業政策部長から「本日はお忙しい中委嘱式に御出席いただきまして、ありがとうございます。消費は、私たちの日常生活と切っても切れないものです。しかし、最近の消費者を取り巻く環境、商品やサービスの提供内容、取引条件は、まさに多様になり複雑化してきています。

昨年度、川崎市消費者行政センターに寄せられた相談件数は、1年間で約9,000件、相談受付稼働日で1日平均30件となります。消費者が確かな情報や知識を身につけることが、良質な商品やサービスの提供につながり、安全・安心な消費生活の向上と、よりよい産業の振興にも結び付き、ひいては川崎の魅力の向上にもつながるのではないかと考えております。

そのために、皆様にはより多くの情報に触れていただき、新たな知識も身に付けていただきながら、皆様の周りの方々にも可能な限り、情報を御提供いただき、そうしたことを踏まえて、市に対して御意見や御要望をいた



(委嘱状の交付)



(産業政策部長のあいさつ)

だく、そうしたモニターとしての活動を通じて、私たち行政と一緒に、さらに川崎市を魅力あるまちにする取組に御参画いただければと思います。(一部抜粋)」とのあいさつがありました。

## <第2部 研修会>

消費者行政センターが実施している各種業務及び消費生活モニターに関する業務、年間スケジュール等について、消費者行政センター室長及び啓発係長から「消費生活モニターの手引き」を基に説明を行いました。



(センターの業務について説明)

「悪質商法の被害に遭わないために ～消費者力を身に付けよう～」というテーマで、消費者行政センターで実際に相談を受けている消費生活相談員からお話をいただきました。



(研修会の様子)

